

(案)

京都広域再エネグリッド構築に関する連携協定

京都市（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、相互に連携し、脱炭素転換を支える基盤的取組として、脱炭素先行地域への安定的な再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電力の供給体制を構築するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、脱炭素先行地域における電力需要家（以下「需要家」という。）に対して、安定的に再エネ100%電力を供給するとともに、同地域内全体での再エネ自家消費を最大化することで、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量正味ゼロの実現と地域コミュニティの活性化に資する事業を実施することを目的とする。

(連携する事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、それぞれの権限、業務、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事項を相互に連携して実施するものとする。

- (1) 安定的な再エネ100%電力プラン実現のための取組
- (2) (1)を目的とするオンサイト及びオフサイトの再エネ電源の開発支援
- (3) 脱炭素先行地域全体での再エネ自家消費最大化に資する取組
- (4) 寺社等の文化遺産や商店街を核とする地域コミュニティの活性化に資する取組

(各者の役割)

第3条 小売電気事業者である乙においては再エネの発電設備からの調達を中心に電力調達を行い、安定供給可能な再エネ100%電力プランを実現する。また、有する技術や実績等を活かし、文化遺産をはじめとする需要家を集めて再エネ転換を促進する。さらに、電力量料金の一部を、地域コミュニティの活性化を目的とする文化遺産や商店街等における取組の活動費として寄付する仕組みを構築し、当該取組を支援する。

2 脱炭素先行地域の選定自治体である甲においては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等を活用しながら、脱炭素先行地域の取組を推進するため、継続的かつ包括的な支援を行う。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく役割の遂行によって知り得た相手方の業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を、本協定の目的以外に使用せず、本協定の有

効期限までの間のみならずその期限後においても、第三者に漏らさないことを約する。また、本協定の有効期限が到来した場合又は相手方から要求された場合は、速やかに秘密情報を全て相手方に返却し、又は廃棄する。

(協定の効力)

第5条 本協定の有効期限は締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲及び乙から申出のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後もこの例による。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて情報の交換を行う。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた事項については、そのつど、甲及び乙が協議して決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5（2023）年 月 日

甲 京都市

乙 ○○○○○